

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 17 日

各都道府県・市町村

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局  
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 Q&A の改訂について（その 1 2）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する Q&A について、時点修正（※）を行いましたので、別紙のとおりお示しします。

※問 4、問 21、問 21-2、問 21-3

（補足 1）

問 32-4 のほか、月 2 回の職業相談等や原則週 1 回以上の求人先への応募・面接といった求職活動要件の確認に当たっては、新型コロナウイルスの現下の感染状況を踏まえつつ、問 30 や問 32 等に記載した考え方を援用して柔軟にご対応いただきますよう、お願いいたします。

（補足 2）

収入・資産要件に関する運用については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務マニュアル・Q & A 等で個別にお示しているものを除き、基本的に住居確保給付金と同様の運用としていただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

MAIL: shienkin01@mhlw.go.jp